

## 東京都児童育成手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

東京都児童育成手当に関する条例（昭和四十四年東京都条例第百九号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄中「一三、五〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同表支給制限その他の欄一中「保護者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない児童で当該保護者が前年の十二月三十日において生計を維持したもののが無及び数に応じて、東京都規則で定める額以上であるとき、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同表備考三ア中「中度」を「軽度」に改め、同表備考三イ中「二級」を「六級」に改め、同表備考三ウの次に次のように加える。

エ 精神障害者であつて、精神の障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級のうち、三級以上であるもの  
オ 東京都規則で定める特殊疾病により患している者

### 附 則

- 1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都児童育成手当に関する条例別表の規定は、令和八年十月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年九月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

### （提案理由）

児童育成手当支給制度の充実を図るため、支給額を引き上げるとともに、支給対象者を改める必要がある。